

産業建設常任委員会

日 時 令和4年3月11日（金）午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件（3件）

- （1）議案第12号 令和3年度射水市下水道事業会計補正予算（第2号）
- （2）議案第5号 令和4年度射水市水道事業会計予算
- （3）議案第6号 令和4年度射水市下水道事業会計予算

2 報告事項（6件）

- （1）もみ殻シリカ灰の肥料化について
(産業経済部 農林水産課 資料1)
- （2）「射水市アグリテックバレー構想」の策定について
(産業経済部 農林水産課 資料2)
- （3）射水市立地適正化計画について
(都市整備部 都市計画課 資料1)
- （4）新湊地域の濁り水の対応について
(上下水道部 上水道工務課 資料1)
- （5）令和4年度 水道水質検査計画（案）について
(上下水道部 上水道工務課 資料2)
- （6）鳥越調整場低区調整地補修工事の請負契約について
(上下水道部 上水道工務課 資料3)

3 その他

もみ殻シリカ灰の肥料化について

本市では、平成26年に「射水市バイオマス産業都市構想」を策定し、地球にやさしい産業の創出やバイオマス産業への市民理解、循環型社会形成の実現を目指すため、「もみ殻の有効利用」、「木質バイオマス活用事業（堆肥製造）」、「廃食用油活用推進事業」、「木質バイオマス発電事業」の4つの事業の推進に取り組んできた。

そのうち、もみ殻の有効利用事業については、射水市、いみず野農業協同組合、富山県立大学、北陸ポートサービス、北陸テクノ株式会社、NSIC株式会社等が参画し、もみ殻循環プロジェクトとして取り組んできた。

1 もみ殻シリカ灰の肥料化について

「肥料の品質の確保等に関する法律」が令和3年12月から新たに施行されたことで、いみず野農業協同組合の新湊カンントリーエレベーターに隣接する、粃殻循環施設で焼成されたもみ殻シリカ灰（※1）が、法に基づく副産肥料（※2）として登録される見込みとなった。（令和4年1月25日申請、2月末頃登録予定）

当該施設では特殊な燃焼方法によりもみ殻を焼成処理することで、植物の生育に必要なシリカ成分を吸収しやすい可溶性の状態で安定して含む灰を造り出すことができる。

このもみ殻シリカ灰が副産肥料として登録されることで、これらを原料とした普通肥料（※3）の製造・販売が可能となる。

- ※1 植物の葉や茎を丈夫にして、病気や害虫の進入を抑える効果のあるシリカ成分を含む灰
- ※2 多様な産業副産物を原料にしてできる肥料
- ※3 米ぬかや堆肥等の農家の経験によって識別されるような単純な肥料以外の肥料であり、含有される成分量が登録や届出により保証されている肥料

2 今後について

もみ殻シリカ灰を原料とした肥料は令和4年3月中に、令和4年産米用として30ha分（1,500袋×20kg/袋）に相当する量が製造され、いみず野農業協同組合が市内の生産者へモニター販売を実施し、土壌改良資材（地力増進）肥料として施用しその効果を実証する。

当面は、実証の結果を踏まえ、将来的に300ha分（15,000袋×20kg/袋）の製造・販売に拡大することを目指す。（300ha分の肥料製造に必要なもみ殻シリカ灰の量は約60トン。これは300ha分の水稲のもみ殻を焼成した際の灰の量にあたる。）

今後もみ殻循環プロジェクトにおいては、令和5年度以降の市内水稲農家に向けた一般販売を通じ、循環型農業や環境負荷低減の取組として啓発を行う。

また、国が掲げる「みどりの食糧システム戦略」における脱炭素化や化学肥料の削減等につながることから、引き続き国や県と連携しながら、もみ殻シリカ灰を活用した循環型農業の取組みについて推進していく。

「射水市アグリテックバレー構想」の策定について

1 「射水市アグリテックバレー構想」策定の主旨

農業経営基盤強化促進法に基づき本市が定める農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想では、本市において農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間労働時間の水準の達成をはかりつつ、地域における他産業従事者と同等の所得水準を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営を目指してきたところであるが、担い手不足や高齢化の進展、米価下落などの課題は多く解決しきれない状況が続いている。

そこで、地方創生テレワーク交付金によるテレワーク拠点施設整備を契機に、農業に関連した企業を誘致することで、地域への人材の呼び込み、デジタル技術等の活用、環境負荷の低減といった地方創生の新たな視点で、地域農業の成長産業化や地域の活性化を目指す。

なお、「アグリテック」とは、農業（アグリカルチャー）とテクノロジーを掛け合わせた造語であり、「射水市アグリテックバレー構想」の名称は、農業者と企業の結びつきにより地域を活性化させることへの思いを込めたものである。

2 構想を掲げ取組む解決したい課題

- (1) スマート農業の普及による稲作中心から複合経営への転換
- (2) 効率的、戦略的な農業経営の普及
- (3) 新たな園芸作物の導入
- (4) 農業従事者の若返り

3 目指す方向性

- (1) 農業DXの推進
- (2) 米の生産原価低減及び付加価値の向上
- (3) 出口戦略を伴う園芸振興の定着
- (4) 女性が活躍し、若者が集う農業

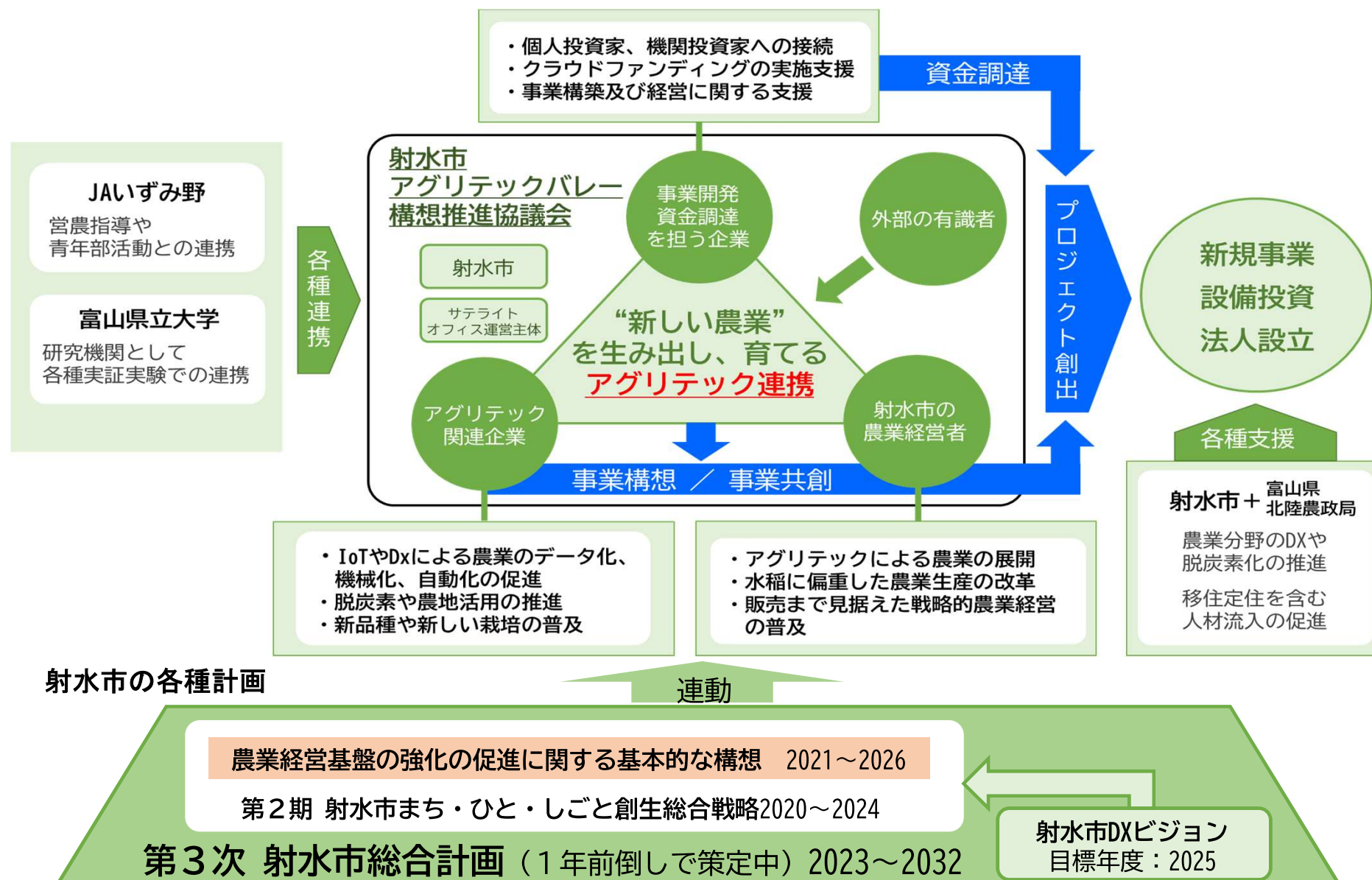
4 構想の推進体制

農業者や農業関係機関、有識者からなる構想の策定委員会を立ち上げ構想を策定したのち、構想の実現に関わる関係者による「射水市アグリテックバレー構想推進協議会」を設立し、新しい農業を生み出し育てるための事例研究や情報交換、企業と生産者のマッチングを行い、事業の共創やプロジェクトの創出に取り組む。

※想定している協議会の構成メンバー

射水市、いみず野農業協同組合、生産者、流通事業者、富山県立大学、
サテライトオフィス運営組織等

射水市アグリテックバレー構想の推進イメージ



射水市立地適正化計画について

1. 射水市立地適正化計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

国では、急激な人口減少が見込まれる中、これからの都市形成において、現在の都市構造のまま人口減少が進み、密度の低い住宅地や市街地が拡散すると、一定の人口集積に支えられた医療・福祉施設、商業施設等の生活利便施設や公共交通等の生活サービス機能を維持することが困難となることや都市経営に係るコスト面からも非効率となることが懸念されることから、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部改正を行い「立地適正化計画制度」を創設した。

さらに頻発・激甚化する自然災害を受けて災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進など、総合的な防災対策の強化を図る必要があるとして、令和2年6月に再び都市再生特別措置法の一部改正が行われ、立地適正化計画に防災指針を盛り込むことが位置づけられた。

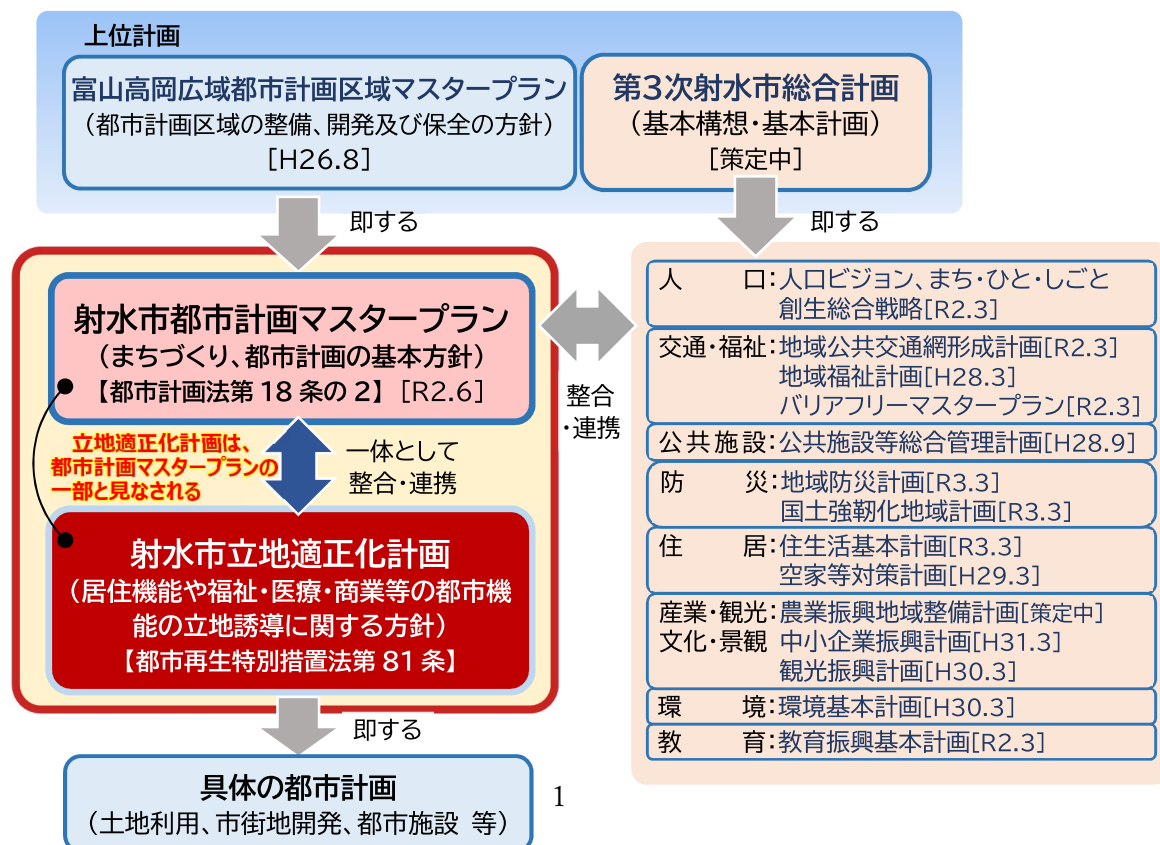
本市においても、このような情勢の中、これまで以上に少子高齢化社会に対応したまちづくりを行う必要があるという認識から、「射水市都市計画マスタープラン」(令和2年6月改定)(以下、市マスタープランという。)においては、今後の都市のあり方や都市構造の基本的な方向性として、「多核連携型のまちづくりの推進」を掲げており、射水市立地適正化計画(以下、本計画という。)は、市マスタープランが目指す都市の実現を目指し、居住及び都市機能の誘導に向けた取り組みを推進するものとなる。

(2) 計画の位置づけと構成

本計画は、市全域の目指すべき土地利用や都市空間、防災等の整備方針を定めた都市計画マスタープランの一部であり、主に市街地を中心とした土地利用等の方針を具体的に定める計画である。

上位計画である「射水市総合計画」のまちの将来像やまちづくりの方向性を踏まえ、地域公共交通、公共施設のほか、住宅、医療・福祉、防災、環境等の各分野の計画・施策との整合・連携に留意し、「射水市都市計画マスタープラン」の都市づくりの方針と整合を図る。

■立地適正化計画の位置づけ



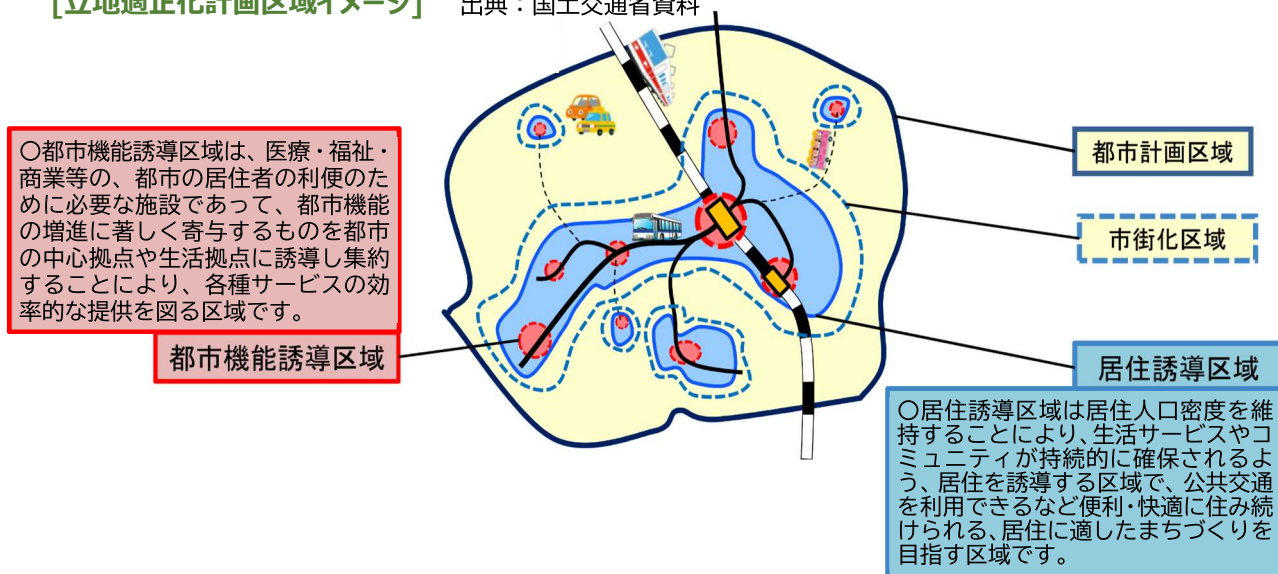
(3) 計画期間

本計画の期間は、長期的な見通しをもって定める必要があることから、「射水市都市計画マスタープラン」と同様に、令和 21 年度（2039 年度）を目標年次として設定する。

(4) 計画区域

計画区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全域として設定し、都市機能誘導区域と居住誘導区域は、市街化区域に定める。

[立地適正化計画区域イメージ] 出典：国土交通省資料



(5) 立地適正化計画の必要性

① 市街地の生活サービスの維持

人口減少が続く中で、これまでと同じように市街地の拡大・拡散が続くと、人口密度の低下、施設の利用者の減少及び利便性の低下、施設の移転・撤退、その結果さらに人口が減少し、都市の空洞化が懸念される。そのような状況に陥らないためにも、様々な生活サービス施設と住居がまとまって立地し、一定の人口密度を維持・確保するまちづくりが求められている。

② 行政サービスの維持

人口減少に伴い、都市における人口密度が低下すると、生活サービスにかかる住民一人当たりの行政コストは増大する傾向にあり、財政的にも厳しい状況が予想される中、各種行政サービスを維持するためには、拠点やその周辺に人口を集積することで、市街地を維持・充実し、事業の効率化を図っていくことが求められる。

③ 頻発・激甚化する自然災害への対応

気候変動の影響により、近年、全国において、頻発・激甚化する洪水や土砂災害等の自然災害に対応していくため、堤防、遊水池、下水道等のハード整備とともに、土地利用や都市構造の観点を含めて、まちづくり全般において、ハード対策とソフト対策を適切組み合わせながら、総合的に防災・減災の対策を講じていくことが重要となっている。

（６）立地適正化計画に定める事項

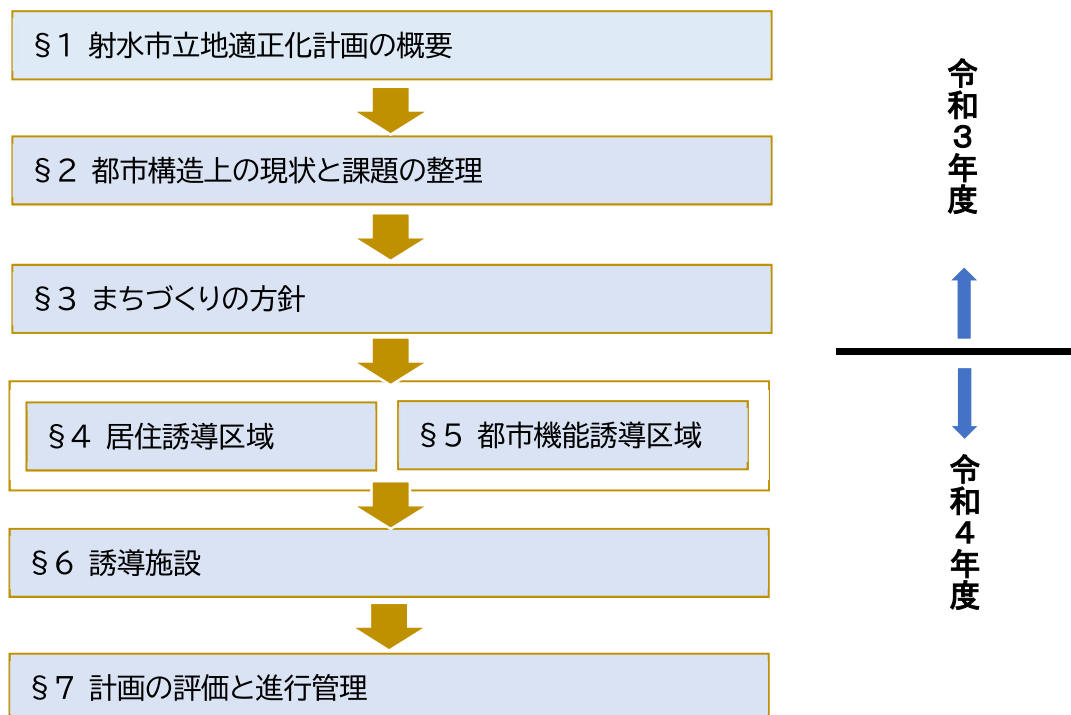
- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針（「まちづくり方針」）
- ・ 居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）
- ・ 居住誘導区域への居住を図るための施策
- ・ 都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）と誘導施設
- ・ 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るための施策
- ・ 市の防災に関する機能の確保に関する指針（「防災指針」）
- ・ 施策または事業等の推進に関連して必要となる事項

出典：都市再生特別措置法

（７）立地適正化計画の構成

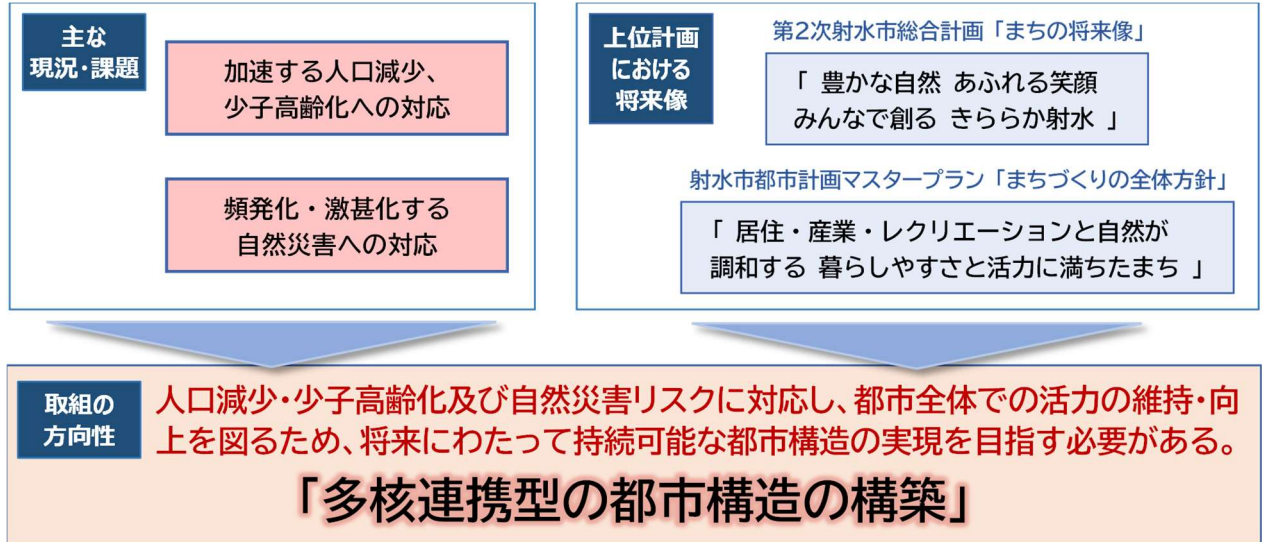
本計画の構成は、本市の現況や都市構造の分析等から導き出される課題を整理し、立地適正化の基本的な考え方を検討の上、都市機能誘導区域及び誘導施設、居住誘導区域の設定等を行い、計画を実現するために必要な事項を取りまとめます。

[計画の構成]

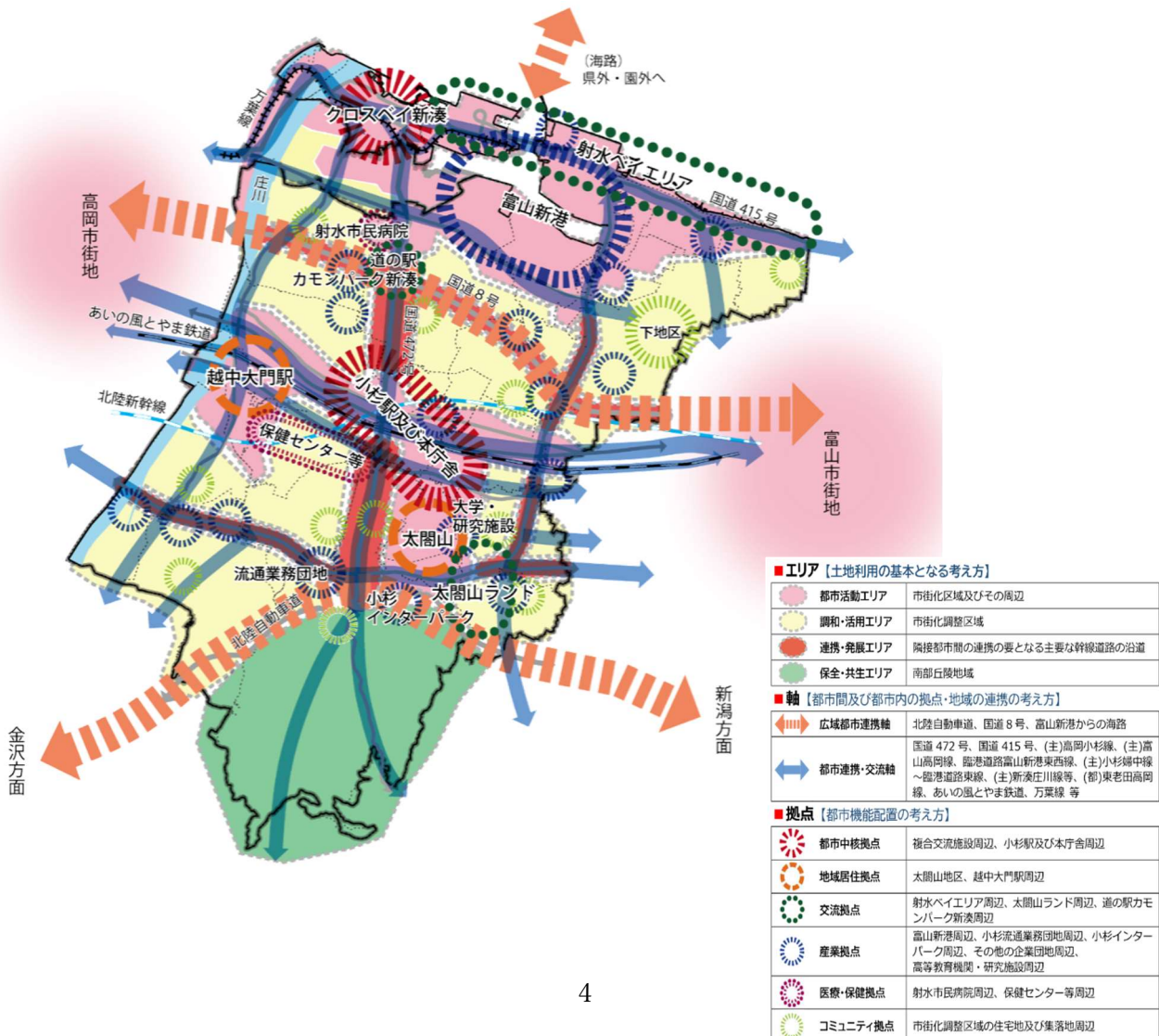


(8) まちづくりの方針

本市の都市構造上の現況・課題及び上位関連計画での位置づけ等を踏まえた上で、立地適正化に向けた取組の方向性と、戦略誘導により目指す姿(達成を目指す目標・ターゲット)について整理する。



【将来都市像】（市マスタープランより）



2. 射水市立地適正化計画の検討の考え方

(1) 居住誘導区域設定の検討の方向性

基本条件、災害ハザード条件を掛け合わせて、居住誘導区域を設定します。

■基本条件の設定

基本条件は、市街化区域かつ居住可能な区域（居住に適さない工業専用地域、流通業務地区等を除く区域）に設定します。

基本条件 (市街化区域かつ 居住可能な区域)	×工業専用地域 ×流通業務地区 ×企業団地 ×臨港地区かつ工業地域
------------------------------	--

※ ×は原則、誘導区域に含めない

■災害ハザード条件の設定

災害ハザード条件は、都市計画関連の規制の考え方に基づき、設定します。

区 域	居住誘導区域設定上の取り扱い	指定区域	本市の指定	区 域	居住誘導区域設定上の取り扱い	指定区域	本市の指定
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	原則として含まない	災害危険区域	-	イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備を求めている	総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まない	土砂災害警戒区域	○
		地すべり防止区域	-			浸水想定区域	○
		急傾斜地崩壊危険区域	○			津波災害警戒区域	○
		土砂災害特別警戒区域	○			津波浸水想定区域	○
		津波災害特別警戒区域	-				

出典：国土交通省資料

災害ハザード条件	× 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域 × 土砂災害警戒区域 △ 浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域） △ 浸水想定区域（洪水浸水想定区域 3.0m 以上浸水） △ 津波災害警戒区域・津波浸水想定区域
----------	--

※ ×は原則、誘導区域に含めない、△は防災対策により誘導区域に含める

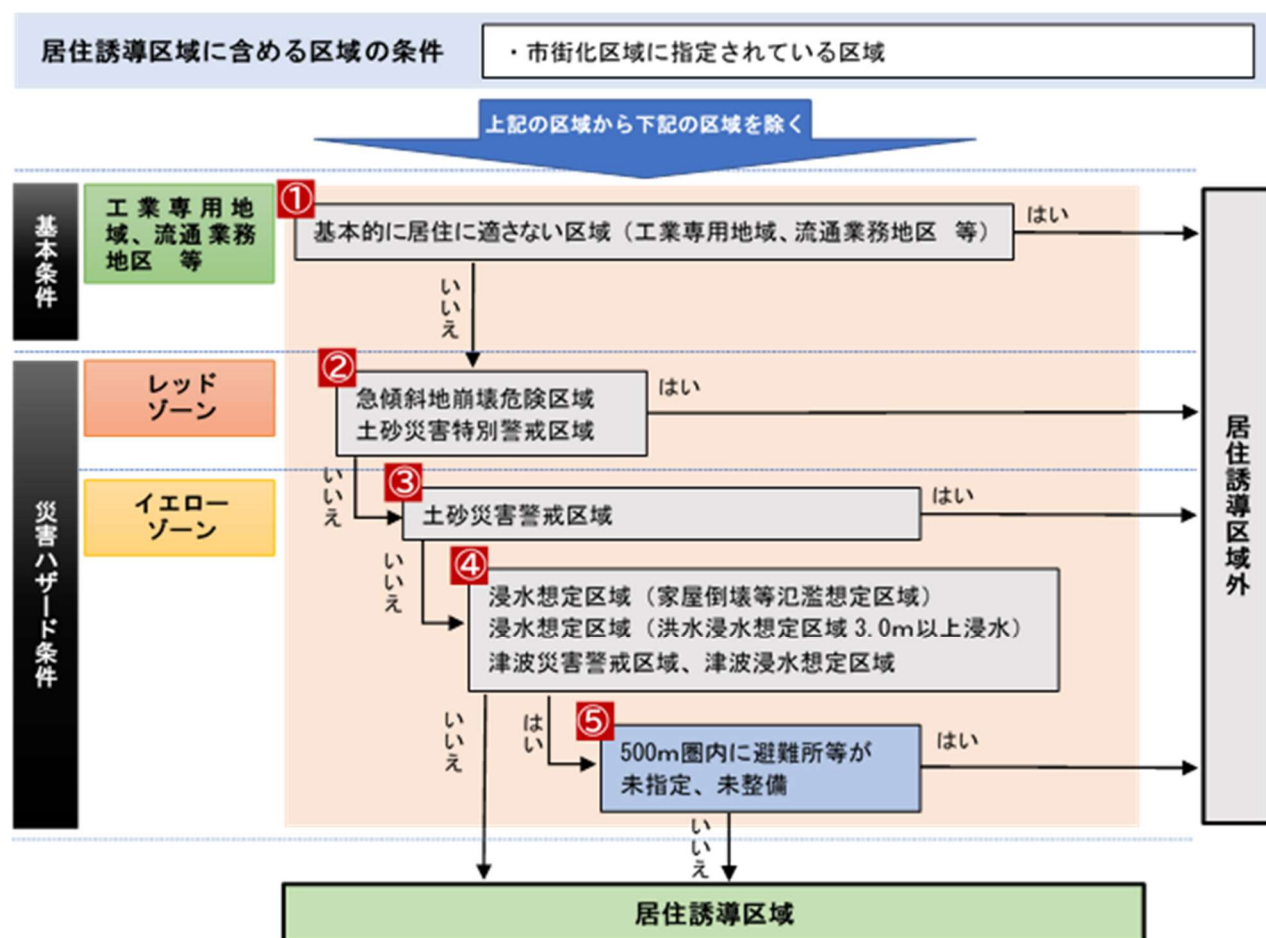
※ 浸水深の設定については、住宅等の一般家屋において垂直避難が不可となる場合が発生する 3.0m 以上と想定した。（何らかの対策が必須となる浸水深として想定）

※ 防災対策としては、「500m 圏内の避難所の有無」を設定している

【都市計画運用指針における居住機能誘導区域に係る記載】 *下線は射水市に該当する指定区域

項目	定義・概要等
基本的な考え方	・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。 ・都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきもの。
定めることが考えられる区域	・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域。 ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域。 ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域。
含まないこととされる区域	・市街化調整区域 ・農用地区域等 ・保安林等 ・災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域 ・浸水被害防止区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域（*上記3区域で防止措置が講じられている場合を除く）
原則として、含まないこととすべき区域	・津波災害特別警戒区域 ・災害危険区域（*含まないこととされる区域を除く）
災害リスク、警戒避難体制、防災・減災施設の整備状況・見込み等から判断する区域	・土砂災害警戒区域 ・津波災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・都市浸水想定区域
含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	・用途地域のうち、工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域。 ・特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域。 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域。 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域。

■居住誘導区域設定の検討フロー



(2) 都市機能誘導区域の検討の方向性

都市中核拠点（クロスベイ新湊周辺、小杉駅及び本庁舎周辺）地域居住拠点（大門駅周辺、太閤山地区）、交流拠点（射水ベイエリア周辺）を、各拠点の特性に応じて都市機能を誘導する区域とします。

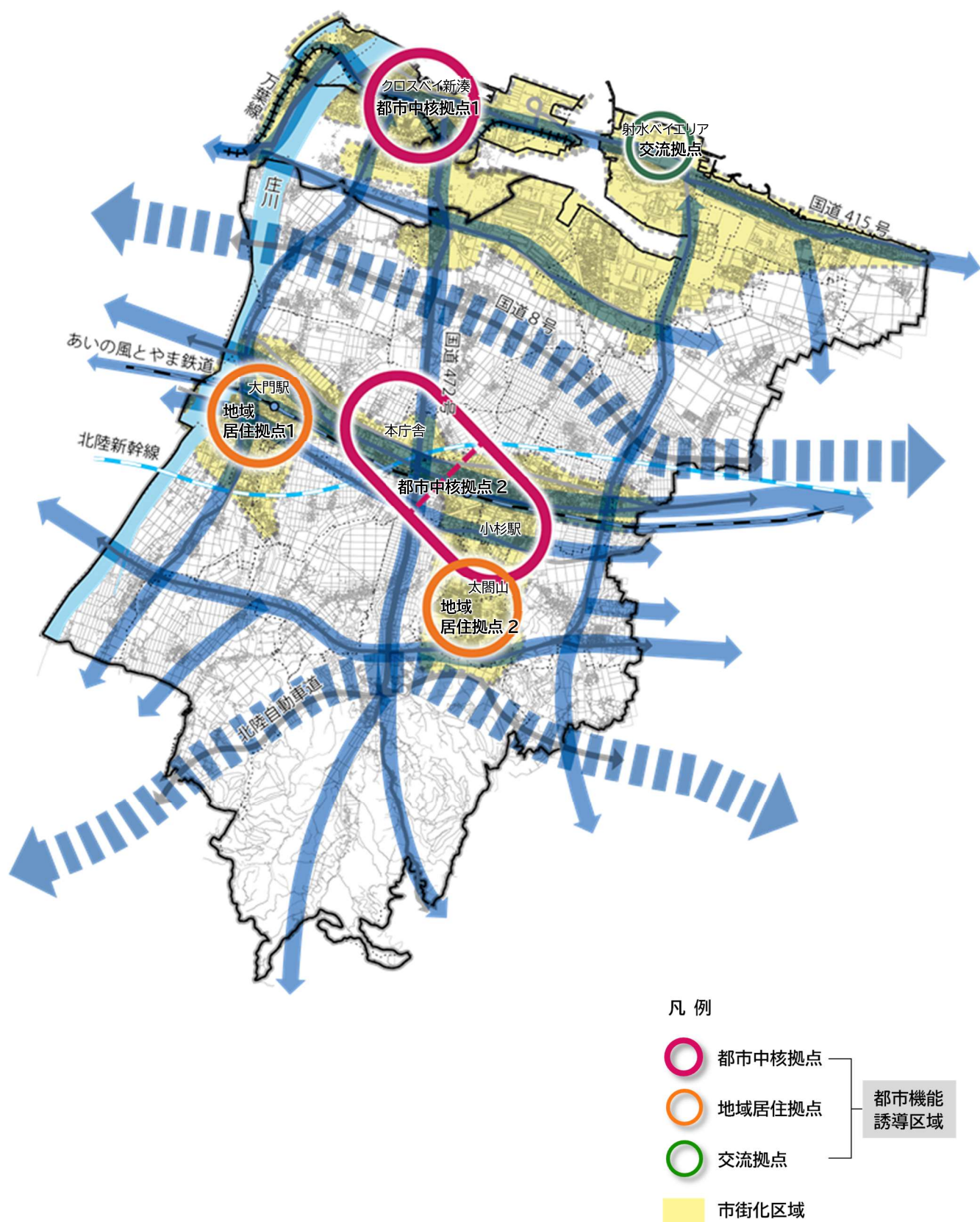
【誘導区域の分類方針】

区分の分類(都市マス拠点との対応)		位置づけ
市街化区域	都市機能誘導区域	都市中核拠点 1 【クロスベイ新湊周辺地区】 港町としての豊かな歴史・文化や自然の資産を生かした本市の観光交流の拠点として、多様な交流が生まれる賑わいのある拠点形成を図る区域。また、防災・減災対策を強化し、住み続けられる居住環境の充実を図る区域。 都市中核拠点 2 【小杉駅及び本庁舎周辺地区】 都市の中核的な公共施設の集積を図るとともに、商業、文化・教育、交流等の多様な都市機能と居住の集積を図り、利便性が高く賑わいのある拠点形成を進める区域。また、小杉駅の交通結節機能のアクセス性を生かし、周辺拠点との連携を促進。 地域居住拠点 1 【大門駅周辺地区】 既存の福祉や子育て等の生活支援サービス機能が集積する居住拠点として環境整備を推進する区域。また、大門駅の交通結節機能のアクセス性を生かし、周辺拠点との連携を促進。 地域居住拠点 2 【太閤山地区】 現在の良好な住宅市街地の維持・充実を図りながら、人口集積に応じた生活サービス機能の充実を図る区域。また、周辺の文教施設等との連携を図りながら、コミュニティの活性化など地区の再生を推進する区域。 交流拠点 【射水ベイエリア周辺地区】 交流拠点に位置づけられるベイエリアの中央部、海老江海岸や新湊マリーナ等の良好な海辺環境が隣接し、新たに整備されるフットボールセンターを中心に、良好な自然環境を活かしながら、スポーツ・レクリエーションの利便性を高め、地域の賑わいの形成を図る区域。
	居住誘導区域	日常の暮らしを支える生活支援サービス機能や公共交通が身近にあり、便利に暮らすことができるよう、居住の促進を図る区域。
	誘導区域外市街地	工業専用地域や災害危険区域等の居住が制限されている区域。

【都市機能誘導区域等の定義】

項目	定義・概要等
基本的な考え方	- 一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの。 - 原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの。 - 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきもの。
定めることが考えられる区域	- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域。 - 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域。
区域の規模	一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲。
定めることが考えられる施設	- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。 - 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設。 - 集客力があり、まちの賑わいを生み出すスーパーマーケット等の商業施設。 など
留意すべき事項	都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまふ恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。

〔都市機能誘導区域の配置イメージ〕



射水市洪水ハザードマップ

想定最大規模 全体図

2020年3月作成

洪水ハザードマップとは

- 近年の豪雨災害を受け水防法が改正され、降雨条件が河川整備の標として降雨計画規模降雨から、想定される最大規模の降雨「想定最大規模降雨」に変更されました。
- この治水バードマップでは、庄川・小矢部川・神通川・下条川・和良川が想定最大規模降雨によって増水し、堤防の複数の箇所が破堤し、と想定した場合における浸水予測に基き、浸水範囲と浸水深を表し、さらに、みなとみか避難する指定緊急避難場所等を示したものです。なお、バードマップに示した全ての範囲が同時に浸水するというものではありません。
- この想定にあつては、庄川や小矢部川の氾濫、想定を超える規模の雨、高潮及び内水による広域等を考慮してませんので、浸水範囲外でも、浸水被害が起る場合や、想定を超える浸水深が実際の浸水と異なる場合があります。

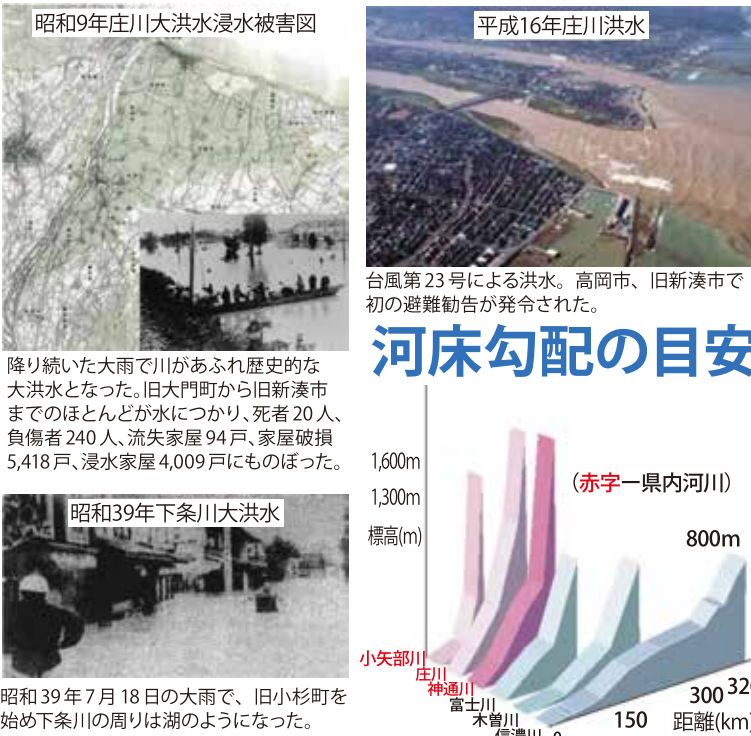
【浸水想定区域指定の前提となる各河川流域の降雨条件】

庄川	：48 時間総雨量 655mm
小矢部川	：12 時間総雨量 415mm（津沢地点）、365mm（長
神通川	：48 時間総雨量 537mm
和田川	：24 時間総雨量 773.9mm
下条川	：24 時間総雨量 809mm

洪水ハザードマップの見方・使い方

- みなさんの住んでいる地区が最大規模の降雨の場合、どのくらい水深まで浸水するかを確認しましょう。
- ①地区ごとに、避難所を記載しています。最寄りの避難所を確認し、避難時の安全な通行の調ておきましょう。大雨の際には、河川の水が上昇し、橋が道に閉じられる可能性があります。
 - ②いざという時のために、見やすい場所に貼っておきましょう。
 - ③家屋倒壊等氾濫想定区域または浸水深度 3m以上の場所に在住する方は、早期の避難が必要となる場合があります。
 - ④水害の恐れがあるときは、市から発表される「警戒レベル 3 避難指示・高齢者等避難開始」、「警戒レベル 4 避難勧告」、「警戒レベル 5 避難指示（緊急）」に従い、速やかに避難してください。
 - ⑤逃げ遅れた場合は、無理をせず安全な場所に避難してください。

過去の主な水害



洪水ハザードマップに関するお問い合わせ先

射水市役所
 **用地・河川管理課** ☎ 0766-51-6681
総務課 防災危機管理班 ☎ 0766-51-6632

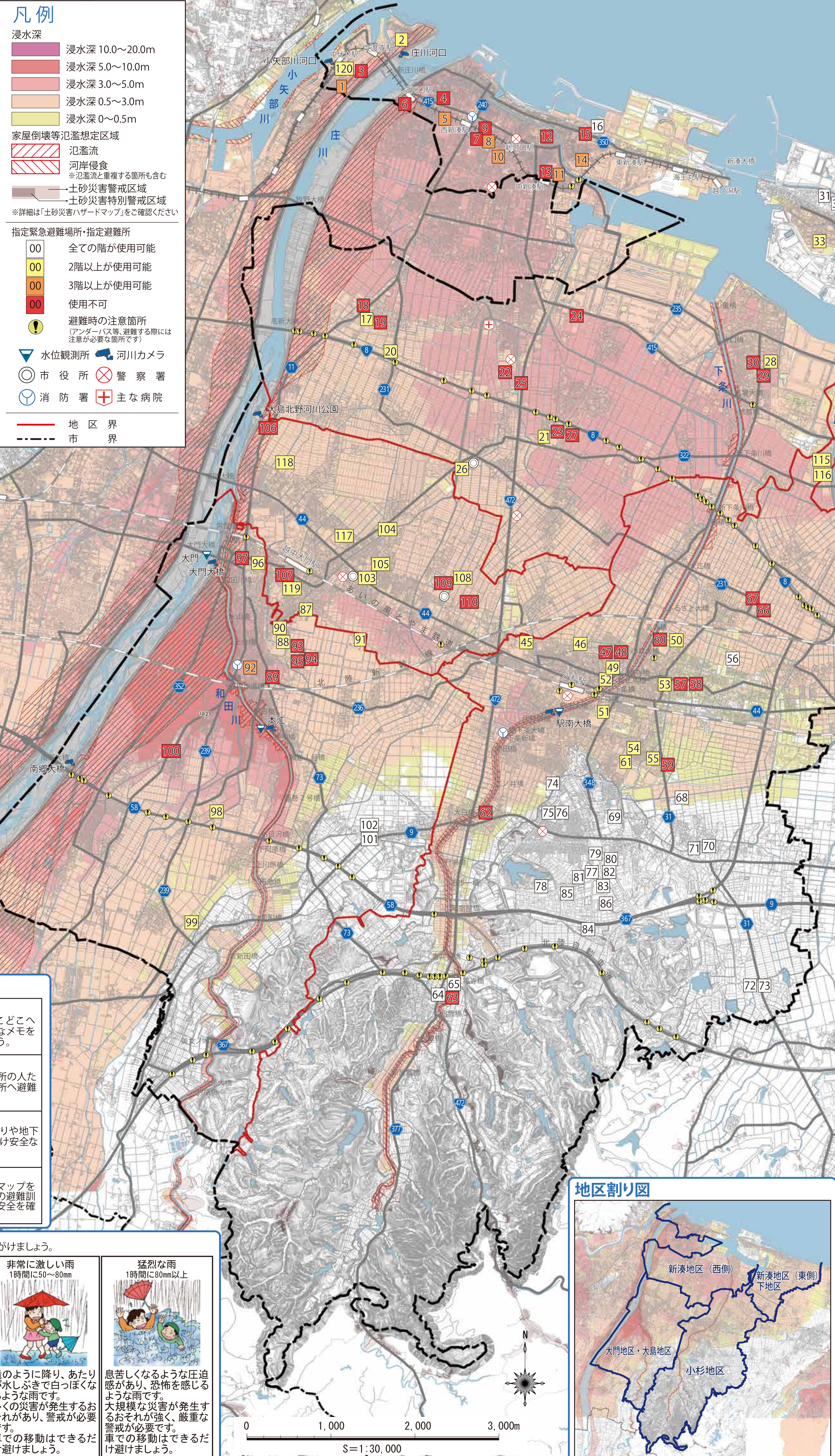
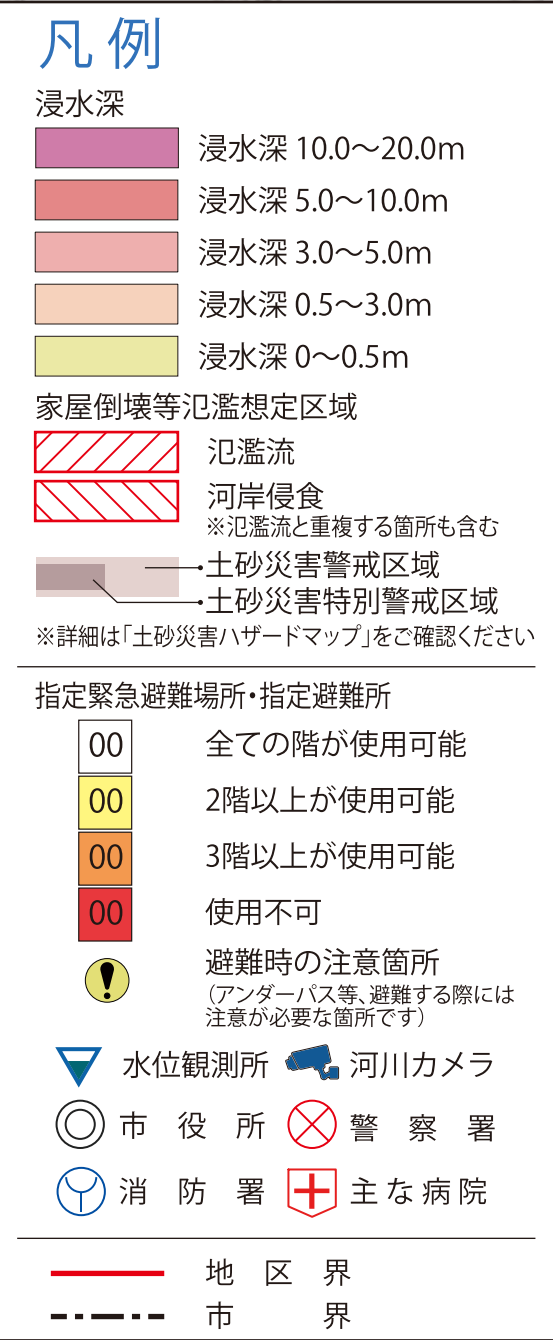
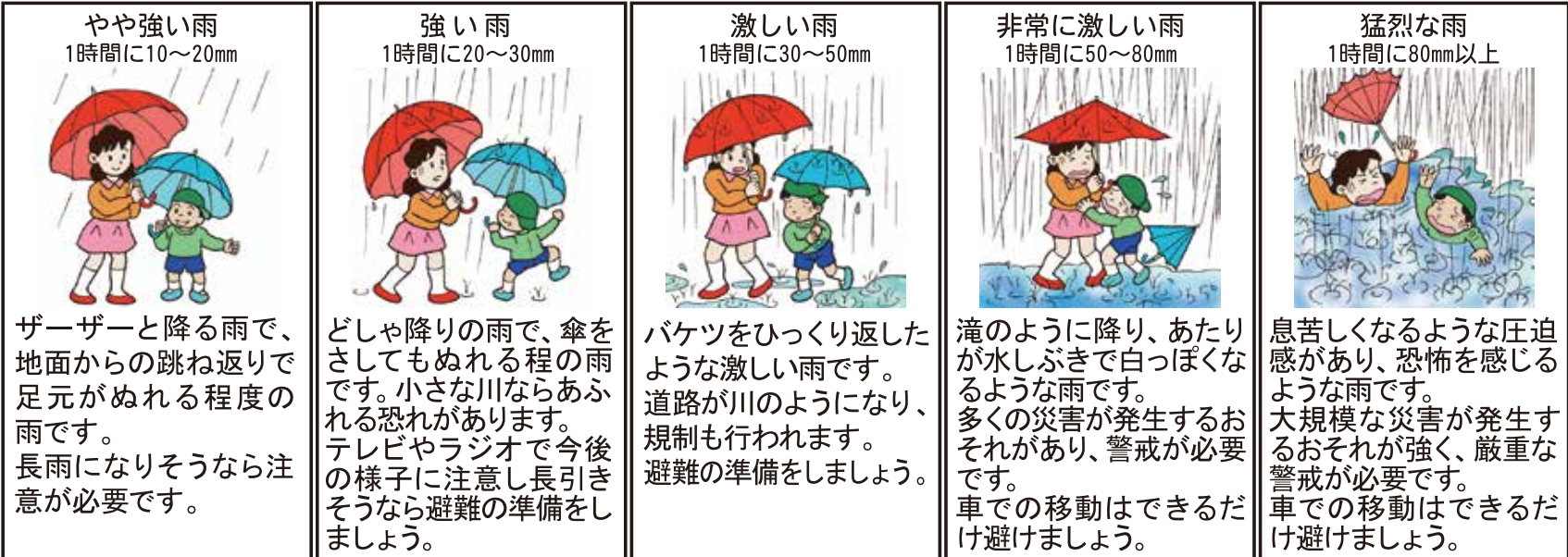
射水市では、土砂災害・津波のハザードマップを公表しています。詳細
 射水市ホームページで確認してください。

被害を抑えるための自衛策

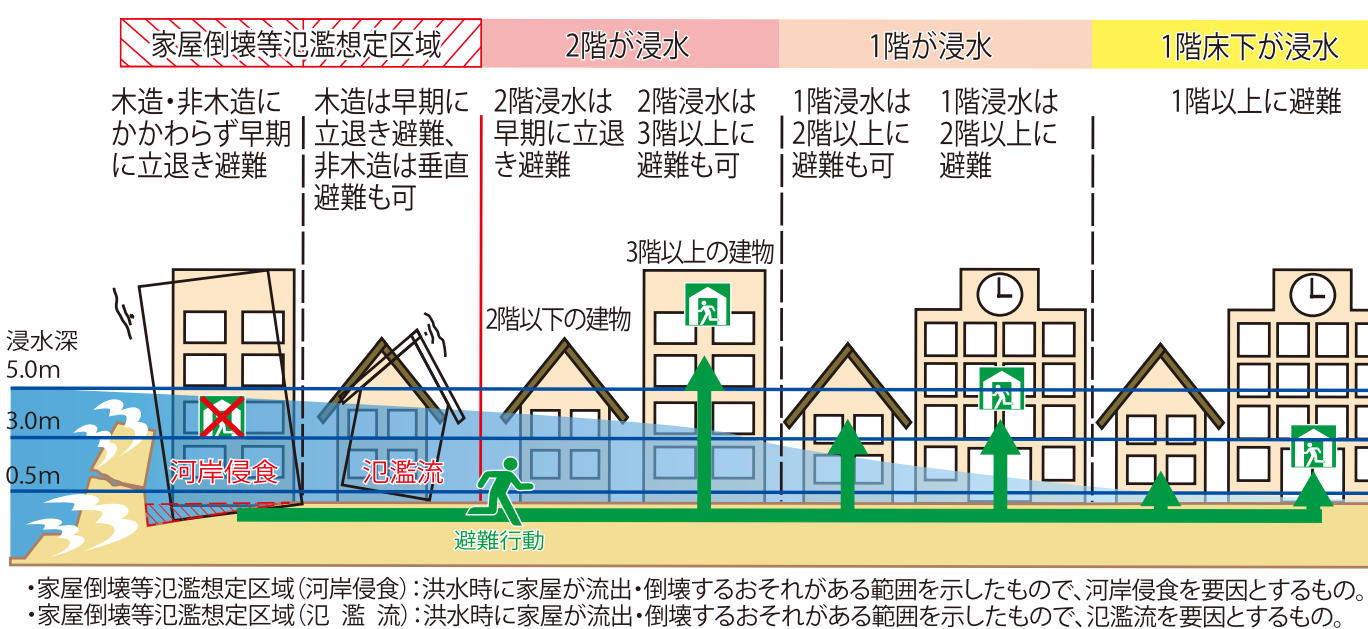
状況により、すばやく避難しましょう  避難情報などが発表されていなくても、雨の状況などから判断し、自主的に避難しましょう。	家族には連絡先を残そう  外出中の家族には、「どこどこへ避難する」といったようなメモを残しておくとう良いでしょう。
持ち出し品は最小限に  非常用持出品はリュックサックにまとめ、両手が自由に使えるようにしましょう。	集団で助け合おう  単独での行動は避け、近所の人たちと集団で決められた場所へ避難しましょう。
浸水の中での避難は注意しましょう  浸水の深が浅くても流れが速いと歩行が困難になります。 また、水は泥で茶色く濁っているため避難時は注意しましょう。	安全なルートで避難  避難所への経路は、川べりや地下歩道などには避け、できるだけ安全な広い道を選びましょう。
防災メモを持とう  高齢者や子どもは、事前に住所、身元、連絡先などを記載したメモを用意し、持ちつけて避難しましょう。	安全な避難経路の確認  日ごろから洪水ハザードマップを使いながら市や自治会の避難訓練に参加し、避難経路の安全を確認しておきましょう。

雨の降り方の目安

避難情報に気をつけ、情報が出たら早めの避難を心がけましょう。



避難の考え方

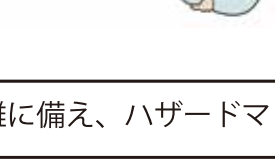


非常時の持ち出し品

避難の際に持ち出す「非常用持出品」をおおきく準備しておきましょう。持出品は定期的にチェックし、有効期限や電池等が切れていないか確認しておきましょう。

非常食 飲料水、缶詰、 レトルト食品など	衣類 下着、タオル、靴、 軍手、季節に応じた 衣類など
貴重品 現金、貯金通帳、印鑑、 健康証、健康保険証、 身分証明書など	救急医療品 救急医薬品、常備 マスク、紙おむつ、 生理用品など
道具 懐中電灯、携帯ラジオ、 使い捨てのガロ、石鹸、 ロープ、ライター、ひも、 使い捨ての食器、 ティッシュ、ゴミ袋など	

避難情報の伝え方・みなさんがとるべき行動

警戒レベル	避難指示等の発令	避難行動等	避難の呼び掛け（例）
5	災害発生情報 （市町村が発令）	万一逃げ遅れたら、丈夫な建物の高い階で救助を待ちましょう。無理をするとかえって危険です。 	緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、避難の最善の行動をとってください。 こちらは射水市です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル5、発生情報を発令しました。 ○○地区で、堤防から水があふれました。 大至急、近くの安全な場所に緊急避難か、屋内の安全な場所に避難してください。
4	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急の又は重むる避難を促す場合等に発令 （市町村が発令）	非常に危険な状態です。一刻も早く安全な場所へ避難してください。 	緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難の最善の行動をとってください。 こちらは射水市です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、発生情報を発令しました。 ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 ○○地区で、未だ避難できていない方が緊急に避難を完了してください。避難場への避難に困る方、近くの安全な場所へ急に避難するか、屋内の高い所に緊急避難してください。
3	避難勧告 （市町村が発令）	家族、近所で助け合いながら、指定された避難場所へ速やかに避難を始めてください。車の避難はできるだけ避けましょう。 	緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難の最善の行動をとってください。 こちらは射水市です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 ○○川が氾濫するおそれのある水位に達しました。 ○○地区の方は、速やかに全員避難を完了してください。 避難場所への避難が困難な場合は、近安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難してください。
2	避難準備・高齢者等避難開始 （気象庁が発令）	避難準備・高齢者等は避難！ 	緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始 こちらは射水市です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 ○○川が氾濫するおそれのある水位に達しています。 お年寄りの方など避難に時間のかかる方、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、情報に注意して、危険だと思ったら早急避難してください。特に川沿いにお住まいの方は、避難してください。 避難場所への避難が困難な場合は、近安全な場所に避難してください。
1	早期警戒情報 （気象庁が発令）	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しよう。 	緊急放送、緊急放送、警戒レベル1、早期警戒情報 こちらは射水市です。 ○○地区に洪水に関する警戒レベル1、早期警戒情報を発令しました。 ○○川の水位が上昇しています。 お年寄りの方など避難に時間のかかる方、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、情報に注意して、危険だと思ったら早急避難してください。特に川沿いにお住まいの方は、避難してください。 避難場所への避難が困難な場合は、近安全な場所に避難してください。

※各種の情報（警戒レベル1～5）の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

参考資料

1	市役所	2階以上
2	市立コミュニティセンター	2階以上
3	JFEマテリアル(株)体育館	使用不可
4	新湊コミュニティセンター	使用不可
5	富山県立新湊高等学校	3階以上
6	いきいき長寿館	使用不可
7	新湊交流会館	使用不可
8	新潟県立文化ホール(新湊中央文化会館)	3階以上
9	富山県中部保育園	使用不可
10	新湊小学校	3階以上
11	放生津小学校	3階以上
12	放生津コミュニティセンター	使用不可
13	放生津保育園	使用不可
14	新湊中学校	3階以上
15	八幡保育園	使用不可
16	新湊ふれあい会館	1階以上
17	塚原小学校	2階以上
18	塚原コミュニティセンター	使用不可
19	塚原保育園	使用不可
20	高岡地区陸運事業協同組合	2階以上
21	作道小学校	2階以上
22	新湊南部中学校	使用不可
23	作道コミュニティセンター	使用不可
24	新湊アスリートセンター	使用不可
25	新湊環境改善センター	使用不可
26	新湊水産物卸売市場別館	2階以上
27	新湊作道保育園	使用不可
28	片小川小学校	2階以上(使用不可)
29	片小川コミュニティセンター	使用不可
30	片小川保育園	使用不可
31	堀岡小学校	1階以上
32	堀岡中学校	2階以上
33	堀岡コミュニティセンター	2階以上
34	海蔵スポーツランド	1階以上
35	堀岡保育園	1階以上
36	東明小学校	2階以上
37	海老江コミュニティセンター	屋上の緊急避難
38	富山高等専門学校(射水キャンパス)	2階以上
39	海老江児童センター	使用不可
40	海老江こども園	使用不可
41	本江コミュニティセンター	屋上の緊急避難
42	七尾コミュニティセンター	2階以上
43	七尾体育館	使用不可
44	七尾幼稚園	使用不可
45	富山県立小杉高等学校	2階以上
46	ニケコミュニティセンター	2階以上
47	小杉西部保育園	使用不可
48	ニケ児童館	使用不可
49	日・生涯学習センター	2階以上
50	小杉小学校	2階以上
51	小杉中学校	2階以上
52	漁業品市民交流プラザ(いみず民交流プラザ)	2階以上
53	戸破コミュニティセンター	2階以上
54	戸破アスリート文化ホール(小杉文化ホール)	2階以上
55	小杉体育館	2階以上
56	戸破小杉総合体育センター(小杉総合体育センター)	1階以上
57	戸破東部保育園	使用不可
58	戸破児童館	使用不可
59	小杉地区センター	使用不可
60	あおい幼稚園	使用不可
61	片山学園初等科(体育館棟アリーナ)	2階以上
62	橋下条コミュニティセンター	使用不可
63	金山小学校	使用不可
64	金山コミュニティセンター	1階以上
65	金山保育園	1階以上
66	大江コミュニティセンター	使用不可
67	大江保育園	使用不可
68	歌の森小学校	1階以上
69	富山県立大学	1階以上
70	黒河コミュニティセンター	1階以上
71	黒河保育園	1階以上
72	池多コミュニティセンター	1階以上
73	池多保育園	1階以上
74	太閤山小学校	1階以上
75	太閤山コミュニティセンター	1階以上
76	太閤山あおい園	1階以上
77	中太閤山小学校	1階以上
78	中太閤山コミュニティセンター	1階以上
79	千歳保育園	1階以上
80	太閤山児童館	1階以上
81	杉の子保育園	1階以上
82	南太閤山コミュニティセンター	1階以上
83	小杉南中学校	1階以上
84	小杉ふれあいセンター	1階以上
85	あいの保育園	1階以上
86	第三あおい幼稚園	1階以上
87	大門中学校	2階以上
88	大門小学校	2階以上
89	二口コミュニティセンター	使用不可
90	大門総合体育館	2階以上
91	富山県立大門高等学校	2階以上
92	子ども子育て総合支援センター	3階以上
93	大門わかば幼稚園	使用不可
94	保健センター	使用不可
95	大門きらら保育園	使用不可
96	大門総合会館	2階以上
97	大門コミュニティセンター	使用不可
98	大門農村環境改善センター・コミュニティセンター	2階以上
99	柿田コミュニティセンター	2階以上
100	浅井コミュニティセンター	使用不可
101	水戸田コミュニティセンター	1階以上
102	水戸田保育園	1階以上
103	大島コミュニティセンター	2階以上
104	射水おおぞら保育園	2階以上
105	大島小学校	2階以上
106	大島農村環境改善センター	使用不可
107	大島南部保育園	使用不可
108	コシダ大島体育館(大島体育館)	2階以上
109	遊ばへ館(大島中央公園屋内遊具場)	使用不可
110	大島つばさ保育園	使用不可
111	下村小学校	2階以上
112	下村体育館	使用不可
113	下村コミュニティセンター	使用不可
114	下村保育園	屋上の緊急避難
115	クーンピア射水	2階以上
116	ミラクル館プラザ棟	2階以上
117	アプロオ3階屋上駐車場	2階以上
118	特別養護老人ホーム すずらん4階会議室等	2階以上
119	いみず野農業協同組合 本店3階大ホール	2階以上
120	JFEマテリアル(株)富山工場2階屋上	2階以上
121	(株)大塚製薬工場富山工場製剤2号棟上部	2階以上

新湊地域の濁り水の対応について

1 水道管漏水の原因について

令和3年5月に発生した一般国道8号鏡宮交差点付近の上水道管の漏水原因について、富山大学 学術研究・産学連携本部に調査研究を依頼した結果、隣接し先に漏水が確認された工業用水道管は腐食によって破損し、上水道管は外力が作用し破損したと推定された。

2 上水道管漏水による損害額について

① 上下水道料金の減額	15,004,572円
② 濁り水を原因とする損害補償	1,390,707円
③ 工事費など（材料費、その他費用含む）	41,585,521円
合 計	57,980,800円

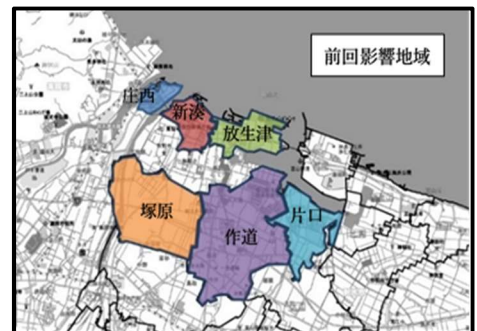
（※損害額には、老朽化により更新した制水弁更新費用9,603,000円は含まず。）
なお、本市損害額は富山県企業局が全額補償することで合意している。

3 水道管の通水再開作業について

上水道管の修理が完了し通水再開の準備が整ったので、通水再開作業を行います。

- ・作業日時 令和4年3月19日（土）
午後10時～翌朝3時頃まで

※使用量が少ない夜間の時間帯に通水再開作業を行いますが、作業中及び作業後に「水圧の変動」や「濁り水」及び「白濁水（空気混じりの水）」が出る場合があります。



- 濁り水などの発生に備え、応急給水所(給水車)を開設します。

開設日時	令和4年3月20日（日）	午前6時30分から「濁りが解消」するまで
開設場所	・クロスベイ新湊駐車場 ・奈呉町(曳山格納庫横)駐車場 ・塚原コミュニティセンター駐車場 ・新湊博物館駐車場	(本町2丁目10番30号) (放生津町19番2号) (松木761番地) (鏡宮299番地)

なお、事前案内及び通水作業後の情報等は、防災無線、広報車、市ホームページ、Twitter、市LINE 公式アカウントなどでお伝えします。

令和 4 年度 水道水質検査計画(案)について

本計画は、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査頻度を定めた「水道水質検査計画」を策定し、計画的に水質検査を行い、その詳細を市のホームページで公表しています。

1 水道事業の概要

(1) 給水状況

	令和 2 年度	令和元年度	増減
給水人口	91,388 人	91,861 人	△ 473 人
普及率	99.2%	99.1%	0.1%
1 日平均給水量	29,609 m ³	29,140 m ³	469 m ³
1 日最大給水量	37,749 m ³	34,130 m ³	3,619 m ³
年間給水量	10,807,155 m ³	10,665,385 m ³	141,770 m ³

(2) 取水能力

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日 (平均水量 10,611 m ³ /日)
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目 1 号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目 6 号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
大島 7 号井（深井戸）	予備水源
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上 1 号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上 2 号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上 3 号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

2 水質検査項目及び検査頻度

水質検査採水地点



水質検査の内容

検査頻度		検査地点	検査項目
浄水	毎日検査	市内 10 箇所 (採水地点★)	色・濁り・消毒の残留効果（自動計測）
	毎月検査	市内 10 箇所 (採水地点●)	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の 11 項目
	年 4 回検査 (年 1 回検査)		法令で定めた 40 項目。過去の水質試験結果により一部の検査項目は、最大 3 年に 1 回に省略可能だが、安全確認のため年 1 回検査を実施
原水	毎月検査	広上 1 号井	クリプトスポリジウム指標菌
	年 4 回検査	(採水地点▲)	クリプトスポリジウム
	年 1 回検査	自己水源 2 施設（5 箇所）及び予備水源	消毒副生成物等を除く水質基準項目 37 項目
	年 1 回検査	布目 6 号井又は広上 2 号井 (採水地点◆)	水質管理目標設定項目及び要検討項目、農薬類（富山県と共同で隔年実施）→令和 4 年度布目 6 号井農薬類（広上 2 号井は市単独実施）
	隔 年 検 査	広上 3 号井	ダイオキシン類（令和 4 年度実施）

大島 7 号井は、マンガン及び鉄が多く含まれていることから、現在休止し予備水源としているが、冬季の水質が悪いことから、施設の廃止に向けて検討します。



令和4年度

水道水質検査計画(案)



目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況	2
4. 水質検査の基本方針	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 臨時の水質検査について	4
7. 水質検査の方法	4
8. 水質検査機関	5
9. 水質検査結果の評価	5
10. 水質検査の精度と信頼性保証	5
11. 水質検査計画及び検査結果の公表 ...	5
12. 関係機関との連携	5
※ 参照図表	6～10

1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定し、計画的に水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和2年度）

給水人口	91,388 人
普及率	99.2 %
1日平均給水量	29,609 m ³
1日最大給水量	37,749 m ³
年間給水量	10,807,155 m ³

(2) 取水能力（令和4年度）

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量	最大受水量 13,400 m ³ /日 (平均水量 10,611 m ³ /日)
合 計	33,400 m ³ /日

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目1号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目6号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
大島7号井（深井戸）	予備水源
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上1号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上2号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上3号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は前述のとおり、富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に6箇所の井戸を保有しています。

- (1) 県受水は庄川水系和田川の表流水を水源として、富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

また、受水地点である日の宮受水場と上野調整場で県受水の水質検査を年1回実施し、安全であることを確認します。

- (2) 布目自己水源の大島7号井は、マンガン及び鉄が多く含まれていることから現在休止し予備水源としているが、冬季の水質が悪いことから、施設の廃止に向けて検討します。

- (3) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

- (4) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

- (5) 自己水源は、概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っており、安全で良質な水源であるといえます。

4. 水質検査の基本方針

- (1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

- (ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

- (イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

- (2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジ

ウム指標菌等とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源 6 箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年 1 回とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

以上（１）（２）の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は別表 1 から別表 5 を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

（１）毎日検査項目（３項目）

色・濁り・消毒の残留効果を 1 日 1 回検査します。

（２）水質基準項目（別表 1、２）

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている 51 項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、及び富山県指導項目である、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の検査を毎月実施します。（11 項目）

イ ３ヶ月毎に行う検査

法令で定めた 40 項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、過去 3 年間の水質検査結果が基準値の 1／5 以下である場合は 1 年に 1 回以上、基準値の 1／10 以下である場合は 3 年に 1 回以上と検査回数を省略できるが、安全性を確認するために年 1 回検査を実施します。

（３）水質管理目標設定項目（別表 3）

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目 6 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 27 項目のうち地下水に関係した 13 項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬についても、布目配水場及び広上取水場の地下水を検査します。（農薬類の検査項目については、

水源近隣に散布した農薬類を調査し全 114 項目のうち 10 項目を決定します。)

(4) 要検討項目 (別表 4)

ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、布目 6 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 46 項目のうち地下水に関係した 26 項目について検査します。

ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査は県内に調査機関がなく、県との共同検査も出来ないため、射水市単独で 2 年に 1 回検査します。(令和 4 年度 広上 3 号井で実施)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

ア 広上取水場 1 号井 (浅井戸) において、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針 (平成 8 年 10 月 4 日衛水第 248 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づきクリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌) の検査等を実施します。

イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年 4 回実施します。

※参考 県との共同検査は以下のとおりです。

- | | | |
|----------------|-----------|------------|
| ・「水質管理目標設定項目等」 | 検査 (別表 3) | 年 1 回 (予定) |
| ・「要検討項目」 | 検査 (別表 4) | 年 1 回 (予定) |
| ・「農薬類」 | 検査 (別表 5) | 年 1 回 (予定) |

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき。
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき。
- (3) 水道施設 (送配水管含) が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき。

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

(2) 採水方法

検査試料の採水は受託事業者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

(3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、富山県水質管理計画に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、県と共同での検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

9. 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、検査ごとに水質基準値の超過がないか確認し、基準値を超えている場合は原因究明を行い、必要な対応をします。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

11. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。

また、水質検査結果については射水市ホームページで公表し、請求があれば射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

12. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるような体制を整備しています。

別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値	備 考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/ℓ以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。	一般有機物	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。		
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。		
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。		
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	着色	水道水が有すべき性状に関する項目
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	味	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	着色	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること。		
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。	発泡	
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下であること。	かび臭	
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基礎的性状	
48	味	異常でないこと。		
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項 目 名	省略可否	検査頻度				浄水の検査回数の設定理由	浄 水			原 水	
			法定頻度		実績による検査頻度	R3年度検査計画		月1回	1回/3月	年1回	1回/3月	年1回
1	一般細菌	否	1回/月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
2	大腸菌	否	1回/月		←	←		○				○
3	カドミウム及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
4	水銀及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
5	セレン及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
6	鉛及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
7	ヒ素及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
8	六価クロム化合物	可	1回/3月		←	←			○			○
9	亜硝酸態窒素	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回/3月		←	←	検査回数の減不可項目		○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間に検査結果が ¹ /10以下			○		○
12	フッ素及びその化合物	可	1回/3月		1回/1年	←	過去3年間の検査結果が ¹ /5以下			○		○
13	ホウ素及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
14	四塩化炭素	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
15	1,4-ジオキサン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
17	ジクロロメタン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
18	テトラクロロエチレン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
19	トリクロロエチレン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
20	ベンゼン	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
21	塩素酸	否	1回/3月		←	←	検査回数の減不可項目	□	○			
22	クロロ酢酸	否	1回/3月		←	←			○			
23	クロロホルム	否	1回/3月		←	←			○			
24	ジクロロ酢酸	否	1回/3月		←	←			○			
25	ジブロモクロロメタン	否	1回/3月		←	←			○			
26	臭素酸	否	1回/3月		←	←		□	○			
27	総トリハロメタン	否	1回/3月		←	←			○			
28	トリクロロ酢酸	否	1回/3月		←	←			○			
29	ブロモジクロロメタン	否	1回/3月		←	←			○			
30	ブロモホルム	否	1回/3月		←	←			○			
31	ホルムアルデヒド	否	1回/3月		←	←			○			
32	亜鉛及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /5以下		◎	○		○
34	鉄及びその化合物	可	1回/3月		1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○			△	○
35	銅及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
37	マンガン及びその化合物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○	△	○
38	塩化物イオン	否	1回/月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	可	1回/3月		1回/月	←	検査回数の減不可項目(県指導)	○				○
40	蒸発残留物	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /5以下		☆	○		○
41	陰イオン界面活性剤	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
42	ジェオスミン	可	1回/月 藻類発生時期		←	1回/1年	水源の状況を勘案した			○		
43	2-メチルイソボルネオール	可	1回/月 藻類発生時期		←	1回/1年				○		
44	非イオン界面活性剤	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年	過去3年間の検査結果が ¹ /10以下			○		○
45	フェノール類	可	1回/3月		1回/3年	1回/1年				○		○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	否	1回/月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
47	pH値	否	1回/月		←	←		○				○
48	味	否	1回/月		←	←		○				
49	臭気	否	1回/月		←	←		○				○
50	色度	否	1回/月		←	←		○				○
51	濁度	否	1回/月		←	←		○				○

凡 例

○: 検査実施をあらわします。

△: 大島7号井のみの適用。(原水の検査回数は厚生労働省通知により、年1回の検査でよいが安全確認のため実施するもの)

□: 布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。(3ヶ月に1回の検査でよいが、左記箇所は当市にて塩素滅菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの)

◎: 五官野ポンプ場、本江監視局のみの適用。(過去3年間の検査結果が¹/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)☆: 布目配水場のみの適用。(過去3年間の検査結果が¹/5基準値を超えているため、3ヶ月に1回の検査を実施するもの)

別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全27項目、内地下水に関係のある13項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))		
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下		消毒剤
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		消毒剤副生
14	抱水クロラール	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は114物質(別表5)	有機物質
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		有機物質
21	メチルtert-ブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	微生物
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	
28	従属栄養細菌	○	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		有機物質
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下		無機物質
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.0000mg/ℓ以下(暫定)		有機物質

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき合同検査を実施する予定です。

* 採水場所は、布目6号井又は広上2号井とし隔年交互に実施します。ただし、農薬類は毎年実施します。

* ○: 検査実施項目をあらわします。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項 目 名	県と合同	単 独	目 標 値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β-エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニル-エストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレンテトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/ℓ
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	ブロモクロロ酢酸	○		未設定
29	ブロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジブロモクロロ酢酸	○		未設定
31	ブロモ酢酸	○		未設定
32	ジブロモ酢酸	○		未設定
33	トリブロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	ブロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジブロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	キシレン	○		0.4mg/ℓ
40	過塩素酸			0.025mg/ℓ
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/ℓ
42	アニリン			0.02mg/ℓ
43	キノリン			0.0001mg/ℓ
44	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
45	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH x S)			未設定

* ※印はトリブチルスズオキシドの目標値

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき実施する予定です。

* 合同検査の採水場所は、布目6号井又は広上2号井を隔年交互に実施します。

* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(R4実施予定)

* ○は検査実施をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農薬名	検査有・無	番号	農薬名	検査有・無
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 61	テフリトリオン	○
農 02	2, 2—DPA(ダラボン)		農 62	テルブカルブ(MBPMC)	
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)		農 63	トリクロピル	
農 04	EPN		農 64	トリクロルホン(DEP)	
農 05	MCPA		農 65	トリシクラゾール	○
農 06	アシュラム		農 66	トリフルラリン	
農 07	アセフェート		農 67	ナプロパミド	
農 08	アトラジン		農 68	パラコート	
農 09	アニロホス		農 69	ピペロホス	
農 10	アミトラズ		農 70	ピラクロニル	○
農 11	アラクロール		農 71	ピラゾキシフェン	
農 12	イソキサチオン		農 72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	
農 13	イソフェンホス		農 73	ピリダフェンチオン	
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 74	ピリプチカルブ	
農 15	イソプロチオラン(IPT)	○	農 75	ピロキロン	
農 16	イプロベンホス(IBP)		農 76	フィプロニル	
農 17	イミノクタジン		農 77	フェントロチオン(MEP)	
農 18	インダノファン		農 78	フェノブカルブ(BPMC)	
農 19	エスプロカルブ		農 79	フェリムゾン	
農 20	エトフェンブロックス		農 80	フェンチオン(MPP)	
農 21	エンドスルファン(ベンゾエピン)		農 81	フェントエート(PAP)	
農 22	オキサジクロメホン		農 82	フェントラザミド	
農 23	オキシ銅(有機銅)		農 83	フサライド	○
農 24	オリサストロビン		農 84	ブタクロール	○
農 25	カズサホス		農 85	ブタミホス	
農 26	カフェンストロール		農 86	ブプロフェジン	
農 27	カルタップ		農 87	フルアジナム	
農 28	カルバリル(NAC)		農 88	プレチラクロール	
農 29	カルボフラン		農 89	プロシミドン	
農 30	キノクラミン(ACN)		農 90	プロチオホス	
農 31	キャブタン		農 91	プロピコナゾール	
農 32	クミルロン		農 92	プロピザミド	
農 33	グリホサート		農 93	プロベナゾール	
農 34	グルホシネート		農 94	プロモブチド	○
農 35	クロメブロップ		農 95	ベノミル	
農 36	クロルニトロフェン(CNP)		農 96	ペンシクロン	
農 37	クロルピリホス		農 97	ベンゾビシクロン	○
農 38	クロロタロニル(TPN)		農 98	ベンゾフェナップ	
農 39	シアナジン		農 99	ペンタゾン	○
農 40	シアノホス(CYAP)		農 100	ペンディメタリン	
農 41	ジウロン(DCMU)		農 101	ベンフラカルブ	
農 42	ジクロベニル(DBN)		農 102	ベンフルラリン(ベスロジン)	
農 43	ジクロルボス(DDVP)		農 103	ベンフレセート	
農 44	ジクワット		農 104	ホスチアゼート	
農 45	ジスルホトン(エチルチオメトン)		農 105	マラチオン(マラソン)	
農 46	ジチオカルバメート系農薬		農 106	メコブロップ(MCPP)	
農 47	ジチオピル		農 107	メソミル	
農 48	シハロホップチル		農 108	メタラキシル	
農 49	シマジン(CAT)		農 109	メチダチオン(DMTP)	
農 50	ジメタメリン		農 110	メトミノストロビン	
農 51	ジメトエート		農 111	メトリブジン	
農 52	シメリン	○	農 112	メフェナセート	
農 53	ダイアジノン		農 113	メプロニル	
農 54	ダイムロン		農 114	モリネート	
農 55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農 56	チアジニル				
農 57	チウラム				
農 58	チオジカルブ				
農 59	チオファネートメチル				
農 60	チオベンカルブ				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。

鳥越調整場低区調整池補修工事の請負契約について

1 事業目的

令和 3 年度に施工した鳥越調整場低区調整池の耐震補強工事に引続き、施設の長寿命化対策として内面防食塗装及び外面防水塗装を実施することにより、施設が長期的に健全で良好な状態を保つよう整備を行うものである。

2 工事請負契約の内訳

(1) 鳥越調整場低区調整池補修工事

契約金額	工事受注者	工期	工事内容
222,310,000 円 (うち消費税等 20,210,000 円)	石川県金沢市元菊町 21-87 三井住友建設株式会社 金沢営業所	令和 4 年 2 月 7 日 ～ 令和 4 年 10 月 31 日	・内面防食塗装 A=3,356 m ² ・外面防水塗装 A=1,150 m ² ・足場設置 N=1 式

3 補強一般図 (断面図)

(施設概要)

- ・ 建 築 年 平成 7 年 (26 年経過)
- ・ 形状寸法 P C 造 (内径 35.8m × 高さ 10.0m)
- ・ 構 造 プレストレスコンクリート
- ・ 基礎形状 杭基礎
- ・ 形 式 地上式調整池 (円形)
- ・ 有効容量 10,000m³

